



判決は9月26日に

診断書強要行政裁判

6月20日東京地裁において、診断書強要行政訴訟の弁論が開催されました。組合側は準備書面（7）を提出し、国側と会社側は反論を行わなかったため結審となり、9月26日に判決が出されることになりました。

弁論終了後の集会では、仲田弁護士より今回提出の準備書面の内容について、東海労は協約250条で団交が制限されているなどということを受け入れてはいない。会社が突っぱねてきただけだ。組合はなぜ法的措置をとらなかったのか。などの点について主張したと報告がされました。また本部斉藤副委員長は、証人申請が受け入れられなかったが、協約に窓口折衝などという



条文はない。窓口折衝とはスケジュール合わせにすぎない。どのような判決が出されようとも、今後も団体交渉の開催を求めていくと決意を語りました。

判決は9月26日13時10分 510法廷